

Client Alert

15 December 2021

本アラートに関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



太田 秀夫
シニア・カウンセラー
+81 3 6271 9735
hideo.ohta@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

COP26 におけるパリ協定第 6 条の進展と カーボンクレジット取引への影響

1. COP26 の成果

2021 年 11 月 13 日、英国グラスゴーにおいて開催された「第 26 回国連気候変動枠組条約締約国会議」(COP26)、京都議定書第 16 回締約国会合(CMP16)、パリ協定第 3 回締約国会合(CAM3)は、最終日に成果文書である「グラスゴー合意¹」を採択して閉幕した。同会議は、パリ協定の気温目標を再確認したうえ、気温上昇を摂氏 1.5 度に制限するための努力継続の決議、気候変動ファイナンスの強化、そしてパリ協定で積み残されていた市場メカニズムの詳細の最終化など、重要な成果をもたらした²。

まず、温暖化抑制の目標及び 2030 年の温暖化ガスの削減目標との関係では、温暖化影響の多い摂氏 2 度よりも、1.5 度制限目標を目指して温暖化ガス削減を進めること、そして 2022 年末までに 2030 年の各国の排出削減目標を再度見直し、強化することを確認した。

また、気候変動ファイナンスとの関係では、COP16 において先進国が約束した 2020 年までに年間 1000 億ドル(約 11 兆円)の目標を達成することができなかったことについて、途上国側からの批判があったものの、米国、ドイツ及び日本を含む国々が提案する新たなコミットメントにより、2022 年又は遅くとも 2023 年までに目標の達成が見込まれている。

以下では、COP26 の主要な成果であり、カーボンクレジット取引を推進する民間企業にも影響が大きい、パリ協定第 6 条の解釈をめぐる議論の進展について整理する。

2. パリ協定第 6 条ルールブックの概要

パリ協定第 6 条は、2 か国以上の国が協力して温室効果ガス排出量の削減を行う「協力的アプローチ」(同条 2 項)、「持続可能な開発に貢献するメカニズム」(同条 4 項ないし 7 項)及び「非市場アプローチ」(同条 8 項及び 9 項)の 3 つの仕組みを用いて、温室効果ガスの量の削減を促している。

この 3 つの仕組みについては、(a) 同条 2 項のためのガイダンス(指針)³、(b) 同条 4 項の仕組みのための規則、様式及び手続⁴、並びに(c) 同条 8 項のための作業計画⁵(以下総称してルールブック)の合意に達するという課

¹ https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cop26_auv_2f_cover_decision.pdf
https://unfccc.int/sites/default/files/resource/cma3_auv_2_cover%20decision.pdf 参照

² それ以外にも、温室効果ガス排出量の報告や、NDC 達成に向けた取組の報告様式(透明性枠組み)、NDC 実施の共通の期間(共通時間枠)、適応に関する世界全体の目標(GGA: Global Goal on Adaptation)について今後 2 年間の作業計画の開始、など重要な議題について議論が交わされ決定された。

³ <https://unfccc.int/documents/310510>

⁴ <https://unfccc.int/documents/310511>

⁵ <https://unfccc.int/documents/310512>



山崎 ふみ
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9721
fumi.yamazaki@bakermckenzie.com



長尾 理沙
アソシエイト
+81 3 6271 9537
lisa.nagao@bakermckenzie.com

題が残されていた。以下に、各条項と COP26 で合意に至ったルールブックの概要を述べる。

(1) パリ協定第 6 条第 2 項のガイダンス（指針）

第 6 条 2 項は、温室効果ガス削減量（同項では「緩和」という）の国際的な移転に適用される枠組みを規定する。

本項のガイダンスとして、以下の項目が合意された。

①国際的に移転される緩和の成果（ITMOs）、②当事者、③相当調整（Corresponding adjustment）④報告、⑤定期的情報、⑥審査、⑦記録及び証跡、⑧緩和及び適応に対する野心

(2) パリ協定第 6 条第 4 項の規則、様式、手続

第 6 条第 4 項は、締約国会議（COP）の権限及び指導の下でのメカニズムを定めている。同項の「メカニズム」の下では、締約国会合（CMA）により授権された監督機関によって承認された方法に従って、緩和の結果が温室効果ガス削減量（A6.4ER）として認められ、公的登録簿により記録される。

本項の規則、様式、手続として合意されたのは、以下の項目である。①定義、②パリ協定締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の手続、③監督機関、④参加の責任、⑤第 6 条第 4 項の実施サイクル、⑥メカニズムの登録、⑦適応及び管理費用の課金、⑧世界全体の排出における総体的な緩和の拠出、⑨複数当事者による排出削減の利用（二重計上）回避、⑩他の国際的緩和目的の排出削減の利用、⑪京都議定書の下でのクリーン開発メカニズム（CDM）等から創出された未償却の削減クレジット（CER）の当初 NDC（自国が決定する貢献）⁶に対する利用

(3) パリ協定第 6 条第 8 項の作業プログラム

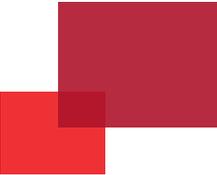
第 6 条第 8 項の作業プログラムは、2022 年に開始し、非市場アプローチによって実施される。作業プログラムの初期的な重点分野には、(i) 適応、回復力、持続可能性（adaptation, resilience and sustainability）、(ii) 気候変動に対処し、持続可能な開発に貢献するための緩和措置、(iii) クリーンエネルギーの開発が含まれる。

本項の作業プログラムとして合意されたのは以下の項目である。①原則、②枠組みの下での非市場アプローチ、③枠組みのガバナンス、④作業プログラムの様式、⑤作業プログラムの活動、⑥報告

3. パリ協定第 6 条の主要な争点

COP 26 では、パリ協定第 6 条に関する具体的な争点として①「協力的アプローチ」（同条第 2 項）に適用される二重計上回避のためのルール（相当調整／corresponding adjustment）を「メカニズム」（同条 4-7 項）にも適用すべきか、②京都議定書の下でのクリーン開発メカニズム（CDM）等から創出された未償却の削減クレジット（CER）を「メカニズム」（同条 4-7 項）でも利用可能とするか、③世界全体の排出量の総体的な削減（overall mitigation in global emissions / OMGE）を「メカニズム」（同条 4-7 項）に加え、「協力的アプローチ」（同条 2 項）においても適用すべきか、④「メカニズム」

⁶ NDC(Nationally Determined Contribution) とは、自国が決定する温室効果ガス削減目標と、目標達成の為に緩和努力のことを指す。パリ協定の各締約国は NDC を決定し、策定した計画を国連気候変動枠組条約事務局（UNFCCC）に対して 5 年ごとに提出・更新することが求められている。



のみならず「協力的アプローチ」においても途上国のための適応基金拠出の仕組みを採用すべきかという議論がなされ、以下のとおり解決された。

(1) 二重計上防止（相当調整）ルール

第6条第2項においては、2か国以上の国が独自のルールにおいて温室効果ガス削減量の移転を可能にする仕組みの中で、二重計上を避けるための相当調整を行うことが規定されている。他方で、同条4項は、上述の監督機関のもとで排出量の削減を行うルール作りについて規定されているが、二重計上を避けるための相当調整の文言が含まれていないため、同条4項の「メカニズム」では二重計上が許されるとの解釈を主張する国が現れた。カーボンオフセットを実現するためには、二重計上を避けるための相当調整が同条4項にも適用される必要があったところ、COP26ではその適用が第4項にも認められることで無事に解決が図られた⁷。

(2) CDM から創出された未償却の削減クレジットの扱い

京都議定書に基づく過去の「クリーン開発メカニズム」（CDM）のもとで発行されたクレジット（CER）も第6条第4項のもとで利用可能とすべきかという争点があったところ、COP26では、2013年以降に登録されたCERに限定して利用を認めることで議論の解決が図られた。もっとも、過去のCERを算入すると、実際の温室効果ガス削減量が事実上減少してしまうため、欧州・日本政府は、CERの削減量を現在のNDCに考慮しない方針を示している。なお、CERをパリ協定の下でのNDCに利用するためには、2023年12月31日までに申請を行う必要がある。

(3) OMGE の適用

第6条第4項では「世界全体の排出量の総体的な削減（OMGE）を達成する」ことが規定され、具体的には、達成された削減量の一部をキャンセルする（NDC達成に使用しない）ことで目標以上の排出量の削減を実現することが検討されている⁸。理論上、同条2項「協力的アプローチ」、同条4項「メカニズム」のどちらにおいてもOMGEを考慮しなければ実質的な排出量の削減を実現できないことになるが、OMGEは同条2項に規定がなかったため、OMGEを同条2項にも適用すべきかが争点となっていた。COP26では、同条2項「協力的アプローチ」において、削減量の一部をキャンセルすることが強く奨励されることとなった⁹。

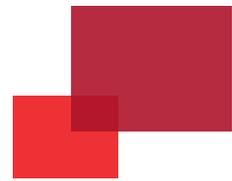
(4) 適応基金への拠出

第6条第4項「メカニズム」では、京都議定書の仕組みを踏襲し、クレジット取引の利益の一部を途上国のための適応基金に拠出する仕組みが採用されている。しかし、同条2項「協力的アプローチ」にはこの仕組みを導入することが決まっていなかったが、COP26において、「協力的アプローチ」においても適応基金を拠出することが強く奨励されることとなった。なお、同条4項「メカニズム」のもとでは、承認された活動に関してA6.4ER（二酸化炭素換算1トンに相当する温室効果ガス削減量が1単位）が発行された場合、A6.4ERの5%が適応基金に直接拠出され、監督機関によって関連する金銭的貢献が設定される。

⁷ 第6条4項の規則、様式、手続第43項、第44項

⁸ 第6条4項の規則、様式、手続59項

⁹ 第6条2項ガイダンス第39項参照。



4. カーボンクレジット取引における注意点

COP 26におけるパリ協定ルールブック完成前から、民間でのカーボンクレジット取引数が急増しているが、先日、世界最大級の温室効果ガス削減事業において削減効果の最大3倍の規模でクレジットが発行されている疑いがあるとの報道がなされた¹⁰。例えば、森林由来クレジットの場合、乱開発や伐採のおそれがある森林を保護すると、保護された森林の温暖化ガス吸収効果を重さに換算してクレジットを発行することが可能となる。しかし、将来の予想伐採面積を大きく見積もることでクレジットの発行量を実態以上に水増しすることが可能となり、実質的なCO₂削減量を実現できないリスクが指摘されている。

このような自主的なカーボンクレジット取引は、現状、民間規格機関の策定した民間規格に基づいて行われ、法的な裏付けや統一的な解釈が確立していない自主的な制度であることから、クレジットの法的性質が不明確である点や制度自体の信頼性が不十分である点が課題として指摘される¹¹。

買い手の立場に立った場合、自主的なカーボンクレジット取引におけるカーボンクレジットの取り扱いについての制度的な保障が必ずしもない状況下において取引を行うことから、カーボンクレジット取引契約への参加態様に応じて（単発の既発行クレジット購入か、温室効果ガス削減事業に資金提供者として参加するか、プロジェクト開発当事者として参加するか）、自らの権利内容を明確かつ詳細に定めるとともに、それら契約上の権利を実効化する手段を確保することが肝要といえる。

具体的には、事前対応としては、対応する温室効果ガス削減事業に関する資料や情報の開示を求めデューディリジェンスを実施することで、温室効果ガス削減事業自体の事業性やクレジット発行量の蓋然性を確認することが重要である。

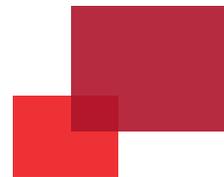
また、契約上の手当としては、当該温室効果ガス削減事業の監査権（現地実査、プロジェクト財務情報、プロジェクト設計書（PDD）・プロジェクト検証報告・クレジット認証報告等重要情報へのアクセス）の確保、プロジェクトの温室効果ガス削減寄与度に疑義が生じた・クレジット発行量が想定量に大幅に達しない・プロジェクト現地国の法令変更等の各種事態を想定した詳細な解除事由及び解除手続、解除時の既発生費用精算や解除時の未分配クレジット・プロジェクト未分配収益の分配の規定等、当該カーボンクレジット取引に対応する温室効果ガス削減事業の性質と取引への参加態様に応じた各種規定を取引契約に規定することが重要である。

5. カーボンニュートラル・トップリーグ構想

2050年のカーボンニュートラル達成に向けた経済的なアプローチとして、日本でも炭素に価格付けをする「カーボンプライシング」の導入に向けた議論が本格化している。経済産業省は、2021年8月5日発行の中間整理案の中で、カーボンクレジット市場の創設に併せて、気候変動対策を先駆的に行う企業群が集積して構成される「カーボンニュートラル・トップリーグ（仮

¹⁰ 日本経済新聞 2021年12月13日夕版

¹¹ 前イングランド銀行総裁のマーク・カーニー国連気候変動問題担当特使が昨年立ち上げた Taskforce for Scaling Voluntary Carbon Markets は、2050年のカーボンニュートラルを達成するためには、自主的クレジット取引の信頼性を高め取引規模を現在の15倍にする必要があるとして、Carbon Core Principle(クレジットが満たすべき品質基準)や長期調達契約や先物取引にも適用可能な Core Carbon Reference Contract を提唱している。



称)」を創設することを発表した。このトップライグ構想に対しては、企業の自主的な参画を基調とするスキームだけでは、2030年までに温室効果ガス排出量46%削減（2013年比）目標の達成は困難ではないかとの意見や「トップライグ」が将来の排出量取引制度への移行を見据えた中間段階として位置づけられるのであれば評価し得る等の賛否意見がある中、2021年11月30日に開催された経済産業省有識者会議¹²では、「トップライグ」の具体化を進めて、気候変動分野をリードし、新たな挑戦を行う企業群を生み出す取組を行うこと、および、引き続き、炭素税や排出量取引についても、専門的・技術的議論を進め、経済社会システム全体の移行も進めることの検討を行うことが確認されている。「トップライグ」については、年内に基本的な枠組みを提示し、年明け以降企業への呼びかけなど、具体化に向けた取組を加速化させていくとのタイムラインが本有識者会議事務局から提示されている。

今後もカーボンクレジット取引に関する国内外の動きに注目していく予定である。

¹² 第8回 世界全体でのカーボンニュートラル実現のための経済的手法等のあり方に関する研究会（2021年11月30日開催）